

「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」の事業一覧(案)

別紙5

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

※ 施策体系(案)から繋がる個別事業

施策の方向1 固定的性別役割分担意識の解消や慣行の見直し

※ 青塗:重点施策, 黄塗:新規・拡充事業(下線部は拡充のポイント)

施策	施策名	No	方向性	事業名	事業の目的と概要	主管課
①	世代に応じた固定的性別役割分担意識の解消	1	拡充	男女共同参画推進センターによる啓発講座等の実施	固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスの解消に向け、男性シニア層など各世代に応じて、講座やパンフレット等による啓発を実施する。	男女共同参画課
		2	拡充	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施	各地域における生涯学習活動において、各世代が男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講座の実施や男女共同参画推進センターが講座プログラムを提供する。	男女共同参画課 生涯学習課
②	活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消	3	新規	企業における男女共同参画に向けた理解促進	企業において、固定的性別役割分担意識の解消が図られるよう、男性の育児休業取得促進や、女性活躍の推進など、あらゆる視点から男女共同参画意識の醸成に向け講座等を実施する。	男女共同参画課
		4	新規	地域活動における女性参画に向けた意識醸成	女性が自治会活動に参加しやすい機運の醸成を図るため、シンポジウムや研修会の開催などにより、自治会運営者等の改善意識の向上を図る。	みんなでまちづくり課
		5	継続	親学出前講座の充実	保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図り、もって家庭の教育力の向上を図ることを目的として、学校や保育園、幼稚園、サークル等からの要請により、保護者の集まる機会に、職員等が親学に関する講座を実施する。	生涯学習課
		6	継続	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施	男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、保育士を対象とした研修会を実施する。	男女共同参画課 保育課
		7	継続	本市職員への人権研修、ハラスメント防止研修の実施	本市職員の人権及び男女共同参画意識の醸成を図るため、新採用職員や監督職等を対象とした人権研修、「ハラスメント防止ガイドライン」を踏まえたハラスメント防止研修を実施する。	人事課 男女共同参画課
		8	拡充	課長級マネジメント(基礎・実践編)研修の実施	本市職員における管理監督者のマネジメント力の強化ため、性別等に対する無意識の固定観念・思い込み等の解消や組織全体でワーク・ライフ・バランスを推進していく風土づくりの視点を取り入れた研修を実施する。	人事課

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実

施策	施策名	No	方向性	事業名	事業の目的と概要	主管課
③	若年層における男女共同参画の教育の推進	9	継続	小・中・高・大学生等への出前講座の実施	一人ひとりが男女共同参画意識を持って行動できるためには、基本的な人間性や社会性を身に付ける時期からの継続的な教育が重要であることから、若年層における男女共同参画について学ぶ機会として、教育委員会等と連携し、周知啓発を実施する。	男女共同参画課
		10	拡充	小学生への男女共同参画の啓発	基本的な人間性や社会性を身に付ける時期から、男女共同参画についての意識の醸成を図るため、子ども向けのパンフレットやデジタル教材を活用した啓発を実施する。	男女共同参画課
		11	継続	小・中学校における人権教育の推進	全ての人々の人権が尊重され、相互に共存することができる社会の実現に向け、社会づくりに主体的に参画できる児童生徒を育成するため、人権教育研修会を実施するなどして本市立小・中学校の教育活動における人権教育の充実を図る。	学校教育課
		12	継続	小・中学生へのキャリア教育の実施	児童生徒の職業観や勤労観を育み、将来への夢や目標をもてるようにするため、小学校高学年における職業人を招いた体験学習、中学2年生を対象とした社会体験学習など、児童生徒が体験を通じた学びを実感できる活動を実施する。	学校教育課
		13	拡充	女子へのキャリア教育支援	幼少期や中高生など、幅広い年代の女子に対し、理工系分野への興味・関心を高め、性別に偏りのない職業選択を支援するための周知啓発を実施する。	男女共同参画課
④	男女共同参画の学習機会の充実	14	拡充	男女共同参画推進センターによる啓発講座等の実施(再掲)	固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスの解消に向け、男性シニア層など各世代に応じて、講座やパンフレット等による啓発を実施する。	男女共同参画課
		15	拡充	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施(再掲)	各地域における生涯学習活動において、各世代が男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講座の実施や男女共同参画推進センターが講座プログラムを提供する。	男女共同参画課 生涯学習課
		16	継続	ママパパ学級の実施	安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎え、夫婦や家族が協力して子育てできるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習を実施する。	子ども家庭課
		17	継続	市民企画講座の実施	男女共同参画推進団体として活動する団体と講座の運営を協働で行うことにより、団体活動を促進し支援する。	男女共同参画課
⑤	男女共同参画についての広報・啓発活動	18	拡充	市民への広報・啓発の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進月間、DV根絶強化月間などの啓発強化期間を中心に、男女共同参画推進の拠点である男女共同参画推進センターの事業やセンターを利用する市民団体の活動などについて、情報誌やSNS等を活用して、広く市民に周知する。	男女共同参画課
		19	継続	本市職員への啓発の実施	市職員の男女共同参画意識を高めるため、また、審議会等への女性登用に向けた理解促進や、市職員のワーク・ライフ・バランスへの取組促進などを図るため、庁内LANや情報誌を利用して男女共同参画に関する情報を提供する。	男女共同参画課
		20	継続	男女共同参画表現ガイドラインの周知	刊行物等において男女共同参画の視点に配慮した文章やイラスト等の表現となるよう、具体的な表現事例を示した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」などを市ホームページで周知・啓発を図るとともに、庁内LANで市職員にも周知・徹底する。	男女共同参画課

		21	継続	男女共同参画情報誌「ぱーとなーしゅぷ」の発行	男女共同参画への理解や意識の高揚を図るために、女性の活躍推進や働き方改革、結婚・育児などをテーマに、男女共同参画施策の取り組みや活動等に関する情報を提供する。	男女共同参画課
		22	継続	親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の発行	子どもの健やかな成長のために、保護者に知っておいてほしいことや、学んでほしいこと、親学に関する事業等を伝えるとともに、子どもたちの体験活動を推進するために、土日や長期休業中に、子どもが参加できる各種講座・イベント、ボランティア活動等に関する情報を提供する。	生涯学習課

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

施策	施策名	No	方向性	事業名	事業の目的と概要	主管課
⑥	女性の活躍に向けた人材育成・就労支援	23	継続	女性のキャリアアップ講座等の実施	女性が自分の個性やスキルを十分に発揮できる社会の実現を図るため、管理職など、雇用の場において、女性自身のキャリア観を育成するための支援を行う。	男女共同参画課
		24	拡充	中小企業における女性活躍促進及び一般事業主行動計画策定支援	中小企業における女性活躍の促進や職場環境改善に向け、他企業の好事例の発信や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し社会保険労務士の派遣等の支援を行う。	男女共同参画課
		25	新規	女性のデジタルスキル習得・就労支援事業	育児や介護等の理由で時間や場所に制約のある女性がテレワークなど柔軟な働き方で就労できるよう、デジタルスキルの習得を支援することで経済的な自立につなげる。	男女共同参画課
		26	新規	東京圏への通勤支援事業	東京圏への通勤のための新幹線定期券利用に係る費用の一部を補助し、本市に居住しながら東京圏で就労するための環境を整備することで、本市への定住促進や更なる流入の促進を図る。	人口対策・移住定住推進室
⑦	仕事と子育てや介護等との両立支援	27	継続	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児の保育を行うことにより児童の福祉の増進を図る。	保育課
		28	継続	教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保	教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児解消を図るため、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業などの事業による供給体制の確保を図る。	保育課
		29	継続	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や通勤時間等に伴う保育需要に対応するために、通常の利用時間以外の時間において保育所等で保育を実施することで、児童の福祉の増進を図る。	保育課
		30	継続	病児保育事業	病気により集団保育が困難な児童を一時的に施設において保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。	保育課
		31	継続	発達支援児保育の推進	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がいや有する児童を、認定こども園や保育所等において、教育・保育を提供できる体制をつくる。	保育課
		32	新規	送迎保育ステーション事業	保育所等の登園前の朝の時間と降園後の夕方の時間、子どもを一時的に送迎保育ステーションで預かるとともに、保育士が添乗する専用の送迎バスにより、送迎保育ステーションから、在籍する保育所等に送迎することで、保護者の送迎負担の軽減を図る。	保育課
		33	新規	宮っこ子育てアプリ	子育て世帯が、日頃から気軽に子育てに関する正しい情報を取得でき、母親だけでなく、父親など子育てに関わる人たちが育児に積極的に協力し合える環境を作るため、スマートフォンで気軽に利用できる宮っこ子育てアプリを配信する。	子ども未来課
		34	継続	ファミリーサポートセンター事業	仕事やその他の活動と育児の両立を支援して児童福祉の向上を図るため、協力会員(育児の援助を行うことを希望する者)と依頼会員(育児の援助を受けることを希望する者)が相互に援助しあう、地域に根ざした子育て活動を支援する。	子ども未来課
		35	継続	宮っ子ステーション事業	放課後等における児童の健全育成を図るため、留守家庭児童の生活の場である「子どもの家事業」と体験や交流活動などを行う「放課後子ども教室事業」を一体的に実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行う。	生涯学習課
		36	継続	仕事と育児・介護等の両立に向けた意識啓発等の実施	仕事と生活が充実し好循環を生み出す環境づくりに向けて、「仕事と育児・介護等の両立」をテーマに周知啓発等を実施する。	男女共同参画課
		37	新規	仕事と子育て家庭のインターンシップ事業	大学生等を対象に、今後の就職活動に向け、早期から仕事と家庭の両立の視点を持ってもらうことで、結婚・出産後も就業継続できるよう、また、両立支援に積極的に取り組む市内企業を知ってもらうことで、首都圏への転出防止や本市への転入に繋げるため、「キャリア形成講座・女性活躍推進に取り組む経営者等との交流会」、「オンラインを活用した仕事と家庭の両立のためのインターンシップ」等を実施する。	男女共同参画課
		38	継続	結婚活動支援事業	結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現するため、結婚活動に有効なセミナーの開催や出会いの機会を創出する交流事業を行う。	人口対策・移住定住推進室
		39	継続	介護保険事業の着実な実施	介護サービスを必要とする高齢者やその家族等が、申請手続きや利用できるサービス、サービス提供事業者等への理解を深め、円滑にサービスを利用できるよう、「介護保険の手引き」を作成し、窓口等で配布するほか、これらを活用して出前講座を実施するなど、介護保険制度の周知啓発に取り組む。	高齢福祉課
		40	継続	家族介護教室の実施	要介護高齢者の状態の維持・改善を図り、介護者が安心して介護が続けられるよう、適切な介護知識・技術習得のための講話及び講習や、介護に関する相談窓口の紹介、介護者同士の情報交換等を行う。	高齢福祉課
⑧	働きやすい職場環境整備に向けた支援	41	継続	男女共同参画推進事業者表彰(きらり大賞)の実施	男女がともに参画できる社会づくりの促進を図るため、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を称え表彰する。	男女共同参画課
		42	継続	事業所における従業員の健康づくりの促進	事業主や健康管理担当者を対象とした講演会や研修会による啓発により、働く世代の健康づくりに対する意識を高めるとともに、従業員等を対象とした健康に関する講座の開催や健康情報の提供などを実施する。	健康増進課

		43	継続	勤労者向けのWLBの意識啓発の実施	勤労者自身が働き方を見直し、WLBを推進するきっかけとなるよう、勤労者を対象とした意識啓発を実施する。	男女共同参画課
		44	継続	WLB実践ガイドブックの配布	市内各事業所におけるWLBの実現に向けた雇用環境の整備やその取組を促すため、WLBの取組に加え、労働法や労働環境改善策に係る知識の普及に繋がる有効な各種情報をまとめたガイドブックを市HPやメールマガジン等において周知する。	男女共同参画課
		45	継続	労働環境啓発ウェブサイトの作成・周知	雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する各種制度や事業、勤労者のための福利厚生制度に関して掲載したウェブサイトを作成し周知啓発を行う。	商工振興課
		46	継続	「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証	企業・市民・行政の協働によるまちづくりのため、CSR(企業の社会的責任)活動に取り組む企業を対象に、「宇都宮まちづくり貢献企業」(認証内容の一つにWLBを設定)を認証する。	商工振興課
		47	拡充	中小企業における女性活躍促進及び一般事業主行動計画策定支援(再掲)	中小企業における女性活躍の促進や職場環境改善に向け、他企業の好事例の発信や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し社会保険労務士の派遣等の支援を行う。	男女共同参画課
		48	継続	多様で柔軟な働き方の推進	勤労者個々人の事情や仕事の内容に応じて、テレワークなど、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、企業に対し、好事例の紹介などを通じた啓発、働きかけを行う。	男女共同参画課 商工振興課
		49	継続	労働相談の実施	個別労使紛争の早期かつ円満な解決を図るため、労働に関する諸問題について社会保険労務士等が総合的に相談に応じる相談会を実施する。	商工振興課
		50	継続	ICT利活用の促進	市内中小企業・小規模事業者などを対象に、ICTの活用に向け、ICT導入のメリット等を紹介するセミナーを開催するほか、ICT(ソフトウェア、サービス等)を導入する場合に、その導入にかかる経費の一部を助成する。	商工振興課
		51	継続	オフィス企業立地支援補助金	女性や若者の求職者が多い事務的職業の受け皿の確保に向け、本市に事務職を雇用する「オフィス」を新設・増設する企業を対象に、賃借料家賃や改修費、地元雇用促進等に対する支援策の充実を図り、オフィス系企業の誘致を進める。	産業政策課
⑨	男性の家庭参画の促進	52	継続	男性の家庭参画促進	男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ父親のみならず、将来、父親となる独身男性も対象に加え、講座等の実施や広報、リーフレットを活用し啓発を行う。	男女共同参画課
		53	新規	企業における男性の育児休業取得促進事業	企業経営者や男性従業員等の意識改革や育児休業を取得しやすい職場環境の整備を行い、男性の育児休業取得を促進するため、企業及び男性従業員向けの啓発講座やリーフレットの作成・配布を行う。	男女共同参画課
		54	継続	ママパパ学級の実施(再掲)	安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎え、夫婦や家族が協力して子育てできるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習を実施する。	子ども家庭課

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

施策	施策名	No	方向性	事業名	事業の目的と概要	主管課
⑩	女性のチャレンジへの支援	55	継続	起業講座の実施や創業相談支援等の情報提供	女性のキャリア形成支援のため、個人それぞれにあった方法で、女性の起業や再就業を支援するとともに、宇都宮ベンチャーズにおける創業相談支援やインキュベーションオフィス・シェアオフィスの入居等の情報提供を行う。	男女共同参画課 産業政策課
		56	継続	就職マッチング事業	市内在住または市内への再就職を希望する求職者の早期就職を促進するため、「求人企業合同説明会」を実施する。	商工振興課
		57	継続	自立支援給付金事業	ひとり親の主体的な能力開発の支援及び就業に有利な資格取得を容易にするため、教育訓練対象講座費用の一部助成や修業中の生活費の負担軽減のための給付等を行う。	子ども家庭課
		58	拡充	学び直しの支援	スキルアップや再就職等に必要となる社会性を高めるため、必要とする専門知識・技術を学べる機会、職業訓練等へつなぐ取組を実施する。	生涯学習課
		59	新規	東京圏への通勤支援事業(再掲)	東京圏への通勤のための新幹線定期券利用に係る費用の一部を補助し、本市に居住しながら東京圏で就労するための環境を整備することで、本市への定住促進や更なる流入の促進を図る。	人口対策・移住定住推進室
⑪	地域における男女共同参画の推進	60	継続	市民企画講座の実施(再掲)	男女共同参画推進団体として活動する団体と講座の運営を協働で行うことにより、団体活動を促進し支援する。	男女共同参画課
		61	継続	地域における女性リーダー育成	男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、地域や団体等で活躍する女性リーダーを育成するため、講座や交流会等を実施する。	男女共同参画課
		62	継続	防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進	「宇都宮市地域防災計画」に基づき、女性や要配慮者等の多様な視点に配慮した避難所運営ができるよう、平常時より地域と行政との連携体制を構築するとともに、男女共同参画の視点からの啓発等を実施し、その視点の重要性について啓発する。	危機管理課 男女共同参画課
		63	継続	まちづくり活動応援事業	まちづくり活動への女性参加者の増加や活発化を図るため、まちづくり活動応援事業により、活動参加の「きっかけづくり」や「励み」を創出するもの。	みんなでまちづくり課
		64	継続	親学出前講座の充実(再掲)	保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図り、もって家庭の教育力の向上を図ることを目的として、学校や保育園、幼稚園、サークル等からの要請により、保護者の集まる機会に、職員等が親学に関する講座を実施する。	生涯学習課
		65	拡充	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施(再掲)	各地域における生涯学習活動において、各世代が男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講座の実施や男女共同参画推進センターが講座プログラムを提供する。	男女共同参画課 生涯学習課
		66	拡充	栃木県男女共同参画地域推進員との協働	地域や様々な分野における男女共同参画を推進するため、それぞれの専門分野を持った栃木県男女共同参画地域推進員と協働し、講座の運営や啓発活動などを実施する。	男女共同参画課

		67	新規	女性や女性団体の活躍に向けた支援	女性や女性団体の活躍を促進するため、まちづくりに関する補助金等により、「男女共同参画・女性活躍」を支援する。	みんなでまちづくり課 男女共同参画課
		68	継続	家族経営協定締結促進事業	農業における労働・生活環境の改善と女性の社会的地位の向上を目指し、家族経営協定の推進会議、各戸訪問等を関係機関との連携により実施し、家族経営協定の締結の浸透を図る。	農業委員会事務局

施策の方向5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策	施策名	No	方向性	事業名	事業の目的と概要	主管課
⑫	市の政策・方針決定過程における女性の登用促進	69	拡充	審議会・委員会等への女性登用促進	審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようにするため、男女共同参画推進センター等において公募委員の募集情報を積極的に周知するほか、女性登用促進のための庁内関係各課に働きかけを強化する。	行政総務課 男女共同参画課
		70	新規	女性人材バンクの設置・活用	女性が積極的に政策・方針決定過程の場に参画できるよう、「女性人材バンク」を設置し、各種審議会等における女性委員の登用を促進する。	男女共同参画課
		71	継続	本市職員へのキャリア・アップ研修の実施	主任昇任者を対象とし、キャリア意識の醸成のほか、職場内や後輩職員の育成に係るリーダーシップの取り方やマネジメントの基礎知識など、今後を見据え、管理監督職に求められるスキルの早期習得を図るため、キャリア・アップ研修を実施する。	人事課
⑬	自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進	72	継続	管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発	管理職や役員等、意思決定の場における女性の参画を促進するため、男女が共に参画することの意義や重要性などを分かりやすく示した資料（パンフレット等）を作成・配布し、企業や地域に周知・啓発する。	男女共同参画課

基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

施策の方向6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策	施策名	No	方向性	事業名	事業の目的と概要	主管課
⑭	配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実	73	継続	DVの防止・理解促進に向けた啓発の充実	社会全体にDVについての理解を深めるため、DVについての理解が深い地域ボランティアと連携するほか、民生委員・児童委員等への啓発を実施するなど、市民協働により、広く市民への啓発に取り組む。	男女共同参画課
		74	継続	若年層からの意識啓発の充実	DVやデートDVを未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が効果的であることから、中学校から大学等と連携し、より多くの学校等で生徒や保護者等に参加型デートDV防止出前講座などを実施するとともに、デートDV防止啓発パンフレットの全中学校へ配付などの啓発を行う。	男女共同参画課
		75	継続	相談窓口の周知の強化	被害者に相談窓口を広く周知するため、医療機関や公共施設などにおいて、リーフレットの配布やステッカーの貼付を行うほか、被害者が日常生活で関わる機会を効果的にとらえた周知を行い、様々な手法を用い、広報活動を行う。	男女共同参画課
		76	継続	配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	相談員の専門性の向上のため、被害者が抱えている個々の事案に応じて、適切な対応が取れるよう、相談員に対する研修の充実を図る。相談の場においては、被害者の相談内容や状況に応じて、今後必要となる各種行政手続や自立支援事業の内容について教示するとともに、関係部署・関係機関等との一層の連携を図りながら、相談への支援を行う。また、被害者の状況に応じて、カウンセリングや法律相談を実施する。	男女共同参画課
		77	継続	一時保護における関係機関との連携	警察やとちぎ男女共同参画センターと連携し、被害者とその子どもの緊急時の安全を確保する。市配偶者暴力相談支援センターの相談員が一時保護者に一時保護施設への同行、助言等を行い、柔軟かつ速やかな一時保護につなげる。また、民間支援団体の運営助成を行うことで、被害者の個々の状況に応じた一時保護につなげる。	男女共同参画課
		78	継続	保護命令制度の利用	被害者からの相談を受けた場合、保護命令制度を教示するほか、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、裁判所に対して保護命令に係る書面提出を行うなど、保護命令制度の円滑な利用を図る。	男女共同参画課
		79	継続	被害者の自立に向けた各種生活支援の充実	被害者の状況に応じた支援を行い、早期自立につなげるため、関係機関や民間支援団体、関係部署と情報共有・連携を図りながら、住宅確保や就労準備に向けた支援、行政手続等における助言・同行支援などを実施する。	男女共同参画課 市民課
		80	拡充	被害者の心のケアの充実	多くの被害者は、精神的にも身体的にも大きなダメージを受けており、民間支援団体と連携しながら、心と体の健康回復に向け、被害者に寄り添ったカウンセラーによる心理ケアや弁護士などによる専門相談を行う。また、民間支援団体で行っている自助グループ活動等への支援を通して、被害者の心のケアを図るとともに、地域保健活動においても、相談など母子への健康支援を実施する。	男女共同参画課
		81	拡充	被害者の子どもへの支援の充実	被害者の子どもが、心身の健康を取り戻し、安定した日常生活や学校生活などが送れるよう、子どもの個々の状況を踏まえた心のケアや、大人との安心・安全な関係の中で、子ども自身が心の安定を取り戻すための支援事業を実施する。また、就学における配慮をするほか、保育所の優先入所にも配慮する。	男女共同参画課
		82	拡充	民間支援団体との連携による自立支援事業の充実	一時保護などの危機的状況を脱した被害者とその子どもを対象に、自立に向けた各種講座や相談会などのほか、心理ケアを充実させ、民間支援団体との連携により協働で取り組み、実施に当たっては、被害者のニーズを反映した内容にするなど、充実した事業を展開する。	男女共同参画課
83	新規	宮っこの居場所づくり事業	子どもが気軽に立ち寄り、かつ自由に集まることができる場を提供するとともに、支援が必要な子育て家庭の早期に把握し、個々の状況に応じた支援を行うため、家庭でも学校でもない子どもにとって身近な地域において、宮っこの居場所の提供を行う。	子ども未来課		
84	拡充	関係部署・関係機関等との連携強化	庁内の関係部署や関係機関等で構成される各種DVIに係る会議を開催し、事例の検討や取組課題の解決を図るとともに、連携を強化していく。面前DVは、子どもに関する重大な虐待であるとの認識のもと、より一層DV被害者及び同居児童への対応を強化していくため、配偶者暴力相談支援センターにおいて要保護児童対策地域協議会と連携を図る。	男女共同参画課 子ども家庭課		

⑮	女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止	85	継続	セクハラ等被害防止啓発の実施	セクハラ等の女性に対する被害を防止するため、企業に対するセクハラ等被害防止啓発チラシの配布や男女共同参画推進週間、月間等において啓発パネル展を実施するなど、啓発を実施する。	男女共同参画課
		86	継続	性暴力・性的被害等の未然防止	「AV出演強要・『JKビジネス』等に関する被害防止」に向けた注意を呼びかけるため、強化月間等に合わせて、市のホームページ等の各種媒体を活用した周知啓発を行うとともに、とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)や警察等と連携を図りながら未然防止に努めていく。	男女共同参画課
		87	継続	ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発	ストーカー被害者等に対し、被害者の状況に応じた相談支援を行うことが重要であることから、虐待・DV対策連携会議等において、被害の相談を受けた際の支援手順や部署間の連携を確認し、相談体制の充実を図るとともに、被害にあわないよう防犯講習会などにおいて周知に努める。	男女共同参画課 生活安心課
		88	継続	青少年の性的被害未然防止の啓発	JKビジネス等新たな形態の「性的商品化」による被害者は若年女性に多く、被害者は、長期間にわたって心身の安定を損ない、社会参加が困難になることがあるため、中高生やその保護者に対して、新しい形態の性的商品化に関する情報提供や被害者にならないための周知啓発を実施する。	青少年自立支援センター
		89	継続	SNSを通じた被害等の未然防止	SNSを利用した異性とのトラブルや性的な被害は、メディアの特性から、専門的な知識がないとその情報の削除は難しく、当事者以外にも広がり、被害者が受ける精神的ダメージは大きく、立ち直りが難しい。このため、子どもや保護者とともに、広く一般に対してもSNS利用についての注意喚起を行う。	男女共同参画課 学校教育課

施策の方向7 困難を抱える女性への支援

施策	施策名	No	方向性	事業名	事業の目的と概要	主管課
⑯	不安や困難を抱える女性への支援	90	新規	つながりサポート女性支援事業	不安や困難を抱える女性の潜在化が懸念される中、支援が十分に行き届いていない女性に対し、相談支援を行うため、身近な地域で活動するNPO等との連携したきめ細かな支援など相談体制の強化を図る。	男女共同参画課
		91	新規	宮っこの居場所づくり事業(再掲)	子どもが気軽に立ち寄り、かつ自由に集まることができる場を提供するとともに、支援が必要な子育て家庭の早期に把握し、個々の状況に応じた支援を行うため、家庭でも学校でもない子どもにとって身近な地域において、宮っこの居場所の提供を行う。	子ども未来課

施策の方向8 多様な性を尊重する社会づくりと性差に応じた健康支援

施策	施策名	No	方向性	事業名	事業の目的と概要	主管課
⑰	多様な性についての理解促進	92	継続	LGBTQに関する理解促進	LGBTQなど多様な性について、市のホームページやリーフレット、人権週間などを活用した正しい情報提供と理解促進を図るとともに、当事者に対する相談窓口の周知を行う。	男女共同参画課
		93	新規	企業における多様な性の理解促進事業	企業における「多様な性」に関する理解促進を図り、性別に関わりなく誰もが働きやすい職場環境整備のための取組を促進するため、企業経営者等を対象とした啓発セミナーや企業及び従業員向けのリーフレットの作成・配布を行う。	男女共同参画課
		94	新規	とちぎパートナーシップ宣誓制度の活用	性的マイノリティの方々が自分らしく生きられる共生社会の実現に向け、県において「とちぎパートナーシップ宣誓制度」が導入されたことから、県の制度を活用し、本市行政サービスを提供する。	男女共同参画課
⑱	性についての教育・学習機会の充実	95	継続	性教育サポート事業	人工妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、適切な意思決定や行動選択ができるようにするため、市内全中学校の3年生を対象に、専門的立場の産婦人科医による講話を年1回程度実施する。	学校健康課
		96	継続	エイズ予防啓発普及活動の実施	エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発し、市民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、感染しない、感染させないための行動がとれるようにするとともに、エイズに対する誤解・偏見のない社会づくりを推進するため、講演会や学校等におけるパンフレットの配布などの啓発活動を実施する。	保健予防課
		97	継続	性といのちの健康教育の実施	思春期の若者を対象に、性と健康に関する正しい知識や情報を提供し、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てるため、小中学生を対象とした保健師等による性といのちの健康教育を実施する。	子ども家庭課
		98	継続	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施(再掲)	男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、保育士を対象とした研修会を実施する。	男女共同参画課 保育課
⑲	性差に応じた生涯にわたる健康支援	99	拡充	性差に応じた健康についての理解促進	男女がともに身体的特性について正しい情報を得ることにより、自身のみならず、互いの心身の変化を理解することで、生涯を通じて健康を享受できるよう、健康講座や周知啓発を実施する。	男女共同参画課
		100	継続	がん検診の実施	健康に関する関心を高め、男女の身体的特性を理解するとともに、がんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施する。	健康増進課
		101	継続	女性の健康力アップ事業	女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康問題に対する社会的関心を高めるため、厚生労働省が主唱する女性の健康週間に併せて、パネル展示や健康教育等を実施する。	健康増進課
		102	継続	妊産婦健康診査の実施	妊娠中に限らず、出産後も母親の生活環境は大きく変化するため、心身の不調が現れ、職場復帰や再就職を考えていても断念するなど、産後うつは、女性が就業を継続し、活躍する上での影響が大きい問題であることから、これまでの妊婦健康診査に加え、産後2週目と1か月目の産婦健康診時に産後うつ検査を実施し、異常の予防・早期発見・早期治療を支援する。	子ども家庭課
		103	継続	不妊に悩む人への支援	子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成する。	子ども家庭課
		104	継続	こころの健康づくり対策	こころの健康の保持増進を図るため、精神保健に関する正しい知識の普及啓発につとめ、精神疾患の早期発見、早期治療につなげるとともに、市民が健康で生きがいを持った生活ができるよう事業を推進する。	保健予防課
105	継続	産後ケア事業等の実施	出産直後の母子への心身ケアや育児のサポートを行うため、産後うつの疑いのある母親に対し、宿泊・通所・訪問等による支援を実施する。	子ども家庭課		